

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目 次

_	Н				
○沖縄ライフサイエンス研究センターの	利用料金の承認(利	斗学技術振興課)			1
○家畜の予防検査の実施(畜産課)					3
○家畜の予防注射及び予防薬浴の実施					
○県営土地改良事業変更計画の決定(村					
○公有水面埋立ての免許 (漁港漁場課)					6
○電線共同溝を整備すべき道路の指定・	2件(道路管理課)				7
○公共測量の実施の通知(道路管理課)					
○海岸保全区域の指定(海岸防災課)…					7
○歳入の収納の事務の委託(県立離島児	童生徒支援センター	–)			8
公告					
○公立大学法人沖縄県立芸術大学への権	利及び義務の承継り	こついて(文化振興課	į)		8
○建設業者の許可の取消し(技術・建設					
○開発行為に関する工事の完了・3件	(建築指導課)				···· 11
○特定調達契約に係る一般競争入札の参	加資格及び申請方法	去等についての公告・	5件(下水道	直事務	
所)					
○特定調達契約に係る一般競争入札の公	告・6件(下水道	事務所)			17
訓令					
○沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改	(正する訓令 (会計詞	果)			···· 27
公安委員会事項					
○警備員等の検定等に関する規則第2条					
と認める交通誘導警備業務			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		··· 27
正誤					
○令和2年12月28日付け公報号外第54号	·中訂正 ······				28
설	-	 示			
<u>-</u> -	-1				
沖縄県告示第67号	. =11. cm =7 = 2 t/2/2 = 11. = 11.	L 7 8 E / T DOLE W			0 to total
沖縄ライフサイエンス研究センターの				7号)第13	3余第
3項の規定により、次のとおり沖縄ライ	フサイエンス研究。	アンターの利用料金を	「承認した。		
令和3年2月19日		VI. 48 IB / +	→ 1.5		445
A Marin of the Mar	THE COLUMN TWO IS NOT	沖縄県知事	玉 城	康	裕
1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス		ᇰᇰᆠᆉᄼᅲᄪᆇᇀᇙᇬ			
2 指定管理者 イノベーションサポー		ソるま巾子州崎5番8			
3 利用料金の適用年月日 令和3年4	月1日				
4 利用料金の額 (1) # # # # # # # # # # # # # # # # # # #					
(1) 施設利用料金					

種別単位利用料金の額研究室1平方メートル1月につき2,404円

駐車場 会議室	 1台1月につき 1室1時間につき	3, 137円 224円
リフレッシュルーム	1 室 1 時間につき	834円
シャワー室	1回につき	102円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
	テレビ会議システム	1式1時間につき	2, 138円
	プロジェクター (大)	同	376円
	プロジェクター (小)	同	194円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	428円
= P24 BB	多本架冷却遠心機	同	224円
		同	1,028円
	オートクレーブ (100リットル)	同	
			336円
	大型恒温振とう培養機	同	316円
	90リットル自動培養装置	同	1,548円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	132円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	152円
	棚式大型凍結乾燥機	同	376円
	中型恒温振とう培養機	同	112円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,172円
	酸・塩基系ドラフトチャンバー	同	590円
		同	
			540円
	分光光度計	同	184円
	小型自動分注器	同	722円
	正立蛍光顕微鏡	司	734円
	微量高速冷却遠心機	同	204円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,884円
	細胞解析装置	同	2,056円
	ケミルミ検出器	同	224円
	デジタルPCR	同	418F
	DNA断片化装置	同	316円
	マイクロプレートウォッシャー	同	224円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	274円
	パルスフィールド電気泳動装置	司	580円
	マイクロプレートリーダー	同	254円
	低圧クロマトグラフィ	同	468円
	サーマルサイクラー	同	194円
	コロニーピッカー	同	458F
	10リットル自動培養装置	同	
			630円
	連続遠心機	同	662円
	連続遠心機(HEPAフィルター搭載型)	同	856円
	天然物サンプル抽出用全自動HPLC	同	1,944円
	高速溶媒抽出装置	同	712円
	ロータリーエバポレーター	同	630円
	有機系ドラフトチャンバー	同	754円
	バイオメディカルフリーザー	同	194円
	棚式小型凍結乾燥機	同	316円
	四重極質量分析計	同	1,884円
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	896円
	リアルタイムPCR	同	326円
	PCRセットアップ用分注システム	同	244円
	半導体型次世代シークエンサーシステム	同	580円
	半導体型次世代シークエンサーシステム用前処	同	284円
	理装置	, ,	
	DNA断片ゲル抽出装置	同	234円
	デスクトップ型次世代シークエンサーシステム	同	662円
	全自動秤量システム	同	508円
	粒度分布測定装置	同	316円

 •			
	ベンチトップ型細胞分析システム クロマトグラフィーシステム 動物個別飼育制御装置 動物実験設備	同同同同	204円 376円 20円 306円
その他機器	インクジェットプリンター	1式1時間につき	8円
大型プリンター	B 0 サイズスタンダード普通紙 B 0 サイズプレミアム光沢紙 B 1 サイズスタンダード普通紙 B 1 サイズプレミアム光沢紙 A 0 サイズスタンダード普通紙 A 0 サイズプレミアム光沢紙 A 1 サイズスタンダード普通紙 A 1 サイズプレミアム光沢紙	1 枚につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	428円 2, 668円 274円 1, 384円 376円 2, 200円 244円 1, 150円

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル 未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

沖縄県告示第68号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、ア カバネ病、チュウザン病及 びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山 羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ症	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄牛及び豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核	牛及び山羊	(1) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (3) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施 設内で飼育している山羊
ョーネ病	4	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び 山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛伝染性リンパ腫	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚熱	豚及びいのしし	主として豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要 と認めた豚及びいのしし
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所 長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ		主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	蜜蜂	蜜蜂

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の 市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、ア カバネ病、チュウザン病及 びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ症	凝集反応検査 (急速凝集反応法及び試験管凝集反応法) 及びエライザ法
結核	ツベルクリン検査 (皮内注射法及び皮下注射法)
ョーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査 及び臨床検査
ピロプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ症	血液検査及び遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚熱	血液検査、エライザ法、遺伝子検査、中和試験法、蛍光抗体法及び臨床

	検査
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	HI試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第69号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 豚熱及び監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 豚熱は沖縄本島全域、監視伝染病は県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	沖縄本島全域で飼養している豚及びいのししで所轄家 畜保健衛生所長が必要と認めたもの
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病 及びアイノウイルス感染症	牛	主として未経産牛
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の 市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防 疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	皮下又は筋肉内注射法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病 及びアイノウイルス感染症		牛異常産三種混合(アカバネ病、チュウザン病及びア イノウイルス感染症)不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病(生)予防液
ピロプラズマ症	薬浴	プアオン法
アナプラズマ症	薬浴	プアオン法

ニューカッスル病 注射 ニューカッスル病 (不活化) 予防液

沖縄県告示第70号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、伊平屋北部地区県営土地改良事業(農業用用排水施設)変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年2月22日から同年3月22日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊平屋村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画(以下「変更計画」という。)の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと(審査請求を した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6か月以 内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第71号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和3年2月4日 沖縄県指令農第106号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
- (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 石垣市新栄町86番の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結ぶ令和元年の秋分の満潮位 (D.L. +2.28メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点(池3)川花(北緯24度21分07秒906、東経124度08分54秒204)から230度11 分40秒752.73メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から161度00分40秒59.95メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から161度04分47秒136.01メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から71度06分04秒100.01メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から341度04分53秒13.00メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から251度06分02秒87.01メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から341度04分48秒113.01メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から71度06分02秒87.01メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から341度04分33秒10.00メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から251度06分20秒87.01メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から341度02分35秒59.95メートルの地点
 - ウ 面積 4,549.73平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 石垣市新栄町86番の地内及び同地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び②の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域 ②の地点 四等三角点(池3)川花(北緯24度21分07秒906、東経124度08分54秒204)から234度54

分44秒784.22メートルの地点

- Bの地点 Aの地点から161度04分49秒295.93メートルの地点
- ©の地点 Bの地点から71度06分04秒200.02メートルの地点
- ◎の地点 ◎の地点から341度04分49秒296.08メートルの地点
- ウ 面積 59,195,46平方メートル
- 4 埋立地の用途 漁港施設用地及び輸送施設用地

沖縄県告示第72号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 区間 名護市大東三丁目2489番18から名護市大中二丁目1701番5まで

沖縄県告示第73号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 区間 浦添市字仲間361番8から浦添市字前田三丁目1558番4まで

沖縄県告示第74号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 久米島空港内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年12月9日から令和3年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第75号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。 令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域	
沿岸名	海岸名	地区海岸名	有足 [○	
琉球諸島沿岸	塩屋港海岸	白浜地区海岸	基点1から基点23までを順次直線で結んだ線、補助点1と 補助点2を直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結ん だ線及び基点23と補助点2を直線で結んだ線により囲まれた 区域 基点1 四等三角点(英36)白浜(北緯26度39分46秒923、東	

経128度06分38秒600) から276度37分58秒211.59メート 基点 2 基点1から151度47分41秒16.11メートルの地点 基点2から92度01分47秒1.51メートルの地点 基点3 基点4 基点3から182度08分30秒12.06メートルの地点 基点5 基点4から184度31分10秒2.15メートルの地点 基点 6 基点 5 から197度10分01秒3.14メートルの地点 基点6から202度50分53秒1.82メートルの地点 基点7 基点7から209度27分57秒1.90メートルの地点 基点8 基点 9 基点8から212度49分47秒4.00メートルの地点 基点10 基点 9 から215度30分21秒11.78メートルの地点 基点10から217度16分53秒6.79メートルの地点 基点11 基点11から220度43分21秒3.93メートルの地点 基点12 基点12から223度44分24秒13.86メートルの地点 基点13 基点13から230度24分27秒4.65メートルの地点 基点14 基点15 基点14から240度09分08秒5.19メートルの地点 基点16 基点15から245度50分07秒3.19メートルの地点 基点16から248度44分35秒96.45メートルの地点 基点17 基点18 基点17から256度39分36秒2.69メートルの地点 基点19 基点18から264度44分12秒4.60メートルの地点 基点19から275度02分06秒5.24メートルの地点 基点20 基点20から284度33分13秒3.64メートルの地点 基点21 基点21から287度29分42秒2.93メートルの地点 基点22 基点23 基点22から187度57分05秒1.22メートルの地点 基点1から215度47分42秒58.05メートルの地点 補助点1 補助点2 補助点1から68度38分06秒118.73メートルの地点

沖縄県告示第76号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を 委託した。

令和3年2月19日

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 大 宜 見 勝 美

- 1 委託した収納事務 沖縄県立離島児童生徒支援センターの施設使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社リウコム
 - (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

公告

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第66条第1項の規定により、公立大学法人沖縄県立芸術大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり当該法人の成立の日(令和3年4月1日)現在における当該法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類を閲覧に供する。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 閲覧場所 沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課
- 2 閲覧期間 令和3年2月19日から同年3月19日まで
- 3 その他 この公告に係る権利及び義務の承継について異議がある債権者は、閲覧期間満了の日までに知事に対し、異議を述べることができる。異議を述べようとする債権者は、異議の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課に提出すること。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 有限会社垣花建設
 - (3) 代表者名 垣花幸次郎
 - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝881番地10
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第7092号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 沖縄リアルター株式会社
 - (3) 代表者名 神谷祐史
 - (4) 所在地 沖縄市美里五丁目24番6号メゾン向陽101号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-1) 第13802号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 有限会社知念内外工事社
 - (3) 代表者名 知念勝三
 - (4) 所在地 南城市玉城字糸数145番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第2129号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 南洋土建株式会社
 - (3) 代表者名 比嘉森廣
 - (4) 所在地 那覇市与儀1丁目5番2号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第11758号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 有限会社緑新開発
 - (3) 代表者名 玉那覇和男
 - (4) 所在地 沖縄市池原二丁目10番35号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第8430号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月17日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年7月31日
 - (2) 商号名 T·K建設
 - (3) 代表者名 幸喜得秀
 - (4) 所在地 うるま市字安慶名947番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9921号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事

業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和2年8月11日
 - (2) 商号名 有限会社丸真産業
 - (3) 代表者名 當眞嗣也
 - (4) 所在地 宜野座村字松田2470番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第8643号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月16日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年8月11日
 - (2) 商号名 有限会社くくる
 - (3) 代表者名 仲程忠
 - (4) 所在地 名護市字為又361番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第6491号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年8月17日
 - (2) 商号名 玉城重機
 - (3) 代表者名 玉城治
 - (4) 所在地 名護市字仲尾次240番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11848号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ 工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年8月17日
 - (2) 商号名 株式会社雄電設
 - (3) 代表者名 石川幸雄
 - (4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目2番5号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-30) 第11408号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和2年8月17日
 - (2) 商号名 株式会社しげ組
 - (3) 代表者名 前原茂信
 - (4) 所在地 豊見城市字高安337番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-1) 第13040号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内 装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和2年8月17日
 - (2) 商号名 金城塗装社
 - (3) 代表者名 金城信夫
 - (4) 所在地 与那原町字与那原1115番地の8
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第2845号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和2年7月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

報

- 13(1) 処分をした年月日 令和2年8月28日
 - (2) 商号名 翁長開発
 - (3) 代表者名 翁長英樹
 - (4) 所在地 糸満市字照屋1225番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第12981号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月8日 沖縄県指令土第291号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原1022番1及び1025番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1243番地の1メゾンM・K305号室 伊敷裕子
- 5 検査済証番号 令和3年1月22日 第4706号
- 6 工事完了年月日 令和3年1月17日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年2月17日 沖縄県指令土第65号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市勝連南風原3556番 4 ほか31筆及び3549番ほか12筆のそれぞれ の一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市勝連南風原3584番地 医療法人沖縄寿光会 理事長 篠﨑仁史
- 5 検査済証番号 令和3年1月25日 第4707号
- 6 工事完了年月日 令和2年12月25日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月9日 沖縄県指令土第373号、令和2年7月31日 沖縄県指令土第447号 (変更)、令和2年10月9日 沖縄県指令土第614号 (変更)、令和2年11月24日 沖縄県指令土第702号 (変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字下里真久底2421番1ほか2筆並びに平良字下里地盛22

26番2及び2236番5のそれぞれの一部並びに2226番3 (2工区)

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里山川町1丁目68番地ファイブテラス1階 株式会社 日建ハウジング 代表取締役 真保榮秀一
- 5 検査済証番号 令和3年2月5日 第4710号
- 6 工事完了年月日 令和2年12月23日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 調達する物品等の種類 次亜塩素酸ナトリウム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品を安定的に供給できること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄 県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊 佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 調達する物品等の種類 ポリ硫酸第二鉄
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄 県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊 佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次 に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地

報

- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施するポリ硫酸 第二鉄の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤 (脱水用)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊 佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次

に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

報

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する高分子凝 集剤(脱水用)の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤 (濃縮用)
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品を安定的に供給できること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄 県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊 佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する高分子凝集剤(濃縮用)の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 調達する物品等の種類 消化ガス発電設備部品
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 過去5年間に購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築 部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 納入実績証明書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄 県下水道事務所のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊 佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日(木曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鞭
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する消化ガス 発電設備部品の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 1,025,000リットル (予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年3月31日(木曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次亜塩素酸ナトリウムの調達に係 る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月9日 (火曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年4月5日(月曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付す

ること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年4月2日(金曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Sodium hypochlorite about 1,025,0000 to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center

- (2) DEADLINE OF DELIVERY
 - March 31, 2022
- (3) DATE OF BIDS
 - 2:00 p.m. April 5, 2021
- (4) POINT OF CONTACT
 - Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221 Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 2,010,000キログラム (予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年3月31日 (木曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるポリ硫酸第二鉄の調達に係る入札 参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月11日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月9日 (火曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年4月5日(月曜日)午後3時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 2 階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和3年4月2日(金曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polyferric sulfate about 2,010,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center

(2) DEADLINE OF DELIVERY

March 31, 2022

(3) DATE OF BIDS

3:30 p.m. April 5, 2021

(4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤 (脱水用) 112,900キログラム (予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年3月31日 (木曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(脱水用)の調達に 係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月11日 (木曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年4月6日(火曜日)午前9時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 2 階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年4月5日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polymer flocculant about 112,900kg to be used at Naha Sewage Treatment Center

(2) DEADLINE OF DELIVERY March 31, 2022

(3) DATE OF BIDS

9:30 a.m. April 6, 2021

(4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 56,400キログラム(予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年3月31日 (木曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(脱水用)の調達に 係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月11日 (木曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年4月6日(火曜日)午前10時
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和3年4月5日 (月曜日) 午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polymer flocculant about 56,400kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center

(2) DEADLINE OF DELIVERY

March 31, 2022

(3) DATE OF BIDS

10:00 a.m. April 6, 2021

(4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤 (濃縮用) 30,800キログラム (予定)
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年3月31日 (木曜日)
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(濃縮用)の調達に 係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月11日 (木曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 目時 令和3年4月6日(火曜日)午前10時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月9日 (火曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所

- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年4月5日(月曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Polymer flocculant about 30,800kg to be used at Naha Sewage Treatment Center

(2) DEADLINE OF DELIVERY March 31, 2022

(3) DATE OF BIDS

10:30 a.m. April 6, 2021

(4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備部品 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和4年3月31日 (木曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和3年2月19日付け沖縄県公報定期第4912号登載の特定調達契約 に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による消化ガス発電設備部品の調達に係 る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年2月24日 (水曜日) から同年3月11日 (木曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年4月6日(火曜日)午後2時

- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県下水道事務所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

報

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年2月24日(水曜日)から同年3月9日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和3年4月5日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 - Parts of sewage digestion gas power generation facility 1set
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
 - March 31, 2022
 - (3) DATE OF BIDS
 - 2:00 p.m. April 6, 2021
 - (4) POINT OF CONTACT

Sewage System Office

3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221

Telephone 098-898-5988

訓令

沖縄県訓令第2号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程(昭和56年沖縄県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「審査第1班及び審査第2班の班長」を「会計課の班長」に改め、「事項は、」の次に「沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)の規定に基づく」を加え、同項第1号中「沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)の規定に基づき、」を削り、同項第2号中「財務規則の規定に基づき、」を削り、同項に次の2号を加える。

- (5) 歳入歳出外現金に係る歳出から控除する所得税、県民税、市町村民税及び社会保険料(次号において「歳出から控除する所得税等」という。)を受け入れ、及び払い出すこと。
- (6) 通知(歳出から控除する所得税等以外の歳入歳出外現金に係る払出調書を除く。)を徴し、又は受理すること。

第6条第3項を削る。

別表第2物品管理課の項第1号を次のように改める。

- 1 財務規則の規定に基づき、支出負担行為を伴わない次に掲げる単価契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
 - (1) 複合機(複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち1以上の機能を有する機械をいう。)の使用に係る単価契約
 - (2) 車両用燃料の調達及び洗車サービスの提供に係る単価契約

附目

この訓令は、令和3年2月22日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第38号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年9月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による沖縄県公安委員会が必要と 認める交通誘導警備業務(平成27年沖縄県公安委員会告示第36号)は、令和3年8月31日限り廃止する。

令和3年2月19日

沖縄県公安委員会

路線		区間
1	国道58号	沖縄県の全域
2	国道329号	全域
3	国道330号	全域

4	国道331号	全域	
5	国道390号	全域	Ì
6	国道507号	全域	Ì
7	県道那覇北中城線	全域	Ì
8	県道宜野湾西原線	全域	Ì
9	県道国頭東線	全域	Ì
10	県道沖縄石川線	全域	Ì
11	県道那覇糸満線	全域	Ì
12	県道沖縄環状線	全域	Ì
13	県道宜野湾南風原線	全域	l

正	誤
---	---

令和2年12月28日付け公報号外第54号登載の「公立大学法人沖縄県立芸術大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例(沖縄県条例第54号)」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
27	上から12	第一号	第55号

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

 電話番号
 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)